

- **一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充**
 - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
 - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
 - ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
 平成29年度末までの**保育の受け皿の整備目標を上積み**：40万人 ⇒ **50万人(+10万人)**

【子ども・子育て支援の充実】

- | | |
|---------------|--|
| 内訳
「10万人」の | +5.6万人分・・・ 市町村主体の認可保育所等 の上積みで対応（市町村計画の合計数）
←市町村の積極的な取組に対し、整備費・運営費について国費で支援 |
| | +5万人分・・・ 企業主導型保育事業 により、最大5万人分の受け皿確保
←事業主拠出金（後掲）財源による整備費・運営費の支援 |

<企業主導型保育事業>

☆企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

（特長）

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
- ・休日等の利用に対応
- ・短時間等の非正規社員の利用に対応
- ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
- ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応

（具体例）

- ・小売り、飲食、24時間稼働工場、公共交通
- ・パートタイマー
- ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

<病児保育の拡充>、<企業主導型ベビーシッター利用者支援事業>

【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ（標準報酬の0.15%→0.25%） ※事業主負担のみ（労働者負担なし）

- ・平成28年度は0.2%（+0.05%）：835億円
 - ・平成29年度は0.23%（+0.08%）：約1300億円 ※平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定
- （注）拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収

企業主導型保育事業について

I 事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。



本事業の主な内容としては、

- ① 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ② 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ③ 地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)
- ④ 運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。

II 事業の実施者

○ 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。

① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合

※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。

② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

※ 保育事業実施者にとっては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。

③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 国、地方公共団体
- ii 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設又は事業者
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業
- v 申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

Ⅲ 利用対象者等

- 企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠(設定は任意)
<ul style="list-style-type: none">■ 事業実施者の従業員の児童■ 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 <p>※いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 従業員枠の対象外の児童 (子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) <p>※地域枠を設ける場合、総定員の50%以内</p>

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

IV 職員配置基準

職員数

企業主導型保育事業を実施するにあたり、保育従事者の数は、次の①から④に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に、「1」を加えた数以上とします。

- ① 乳児 おおむね3人につき1人
- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人



《参考》

職員数 $0\text{歳児}(1:3) + 1\cdot 2\text{歳児}(1:6) + 3\text{歳児}(1:20) + 4\cdot 5\text{歳児}(1:30) + 1\text{名} = \text{職員数(最低2名配置)}$

職員資格

上記「職員数」から算出される保育従事者数の半数以上は、保育士資格を有している必要があります。**(保育の質の向上のため、保育士の割合が高くなる(75%、100%)ほど、補助単価が高くなります。)**

その他の保育従事者にあつては、子育て支援員資格を既に有しているか、地方自治体を実施する「子育て支援員研修」や公募団体等が行う研修等を受講する必要があります。

※ 子育て支援員;「子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知)」に規定する子育て支援員をいう。

V 設備基準

企業主導型保育事業における設備基準については、次のとおりであり、本事業の助成を受ける際の前提条件となります。

- ① 利用定員20人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第43条に定める基準を遵守。

※ ただし、同基準に拠り難い特別の事情があると認められる場合においては、同基準を標準として、公募団体が定める基準によることができるものとします（②についても同様）。

- ② 利用定員19人以下の施設については、同基準第48条により準用する同基準第28条に定める基準を遵守。

- ③ 上記に定めるもののほか、『認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇児発第177号）別添「認可外保育施設指導監督基準」』を遵守。



企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修修了予定者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員